町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村				
九	福島県	農家数	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第八項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	戸
十	福島県	水産業者数	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）にそれぞれ〇・五七三を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数とする。	人
十一	伊達郡川俣町、双葉郡川内村、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	林業及び水産業の従業者数	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十二年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・八八六を乗じて得た数と令和二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数を合算した数とする。	人
十二	田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、	林業及び水産業の従業者数	平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・八八六を乗じて得た数と平成二十二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数に〇・	人

町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村				
十一	福島県	農家数	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第十項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	戸
十二	福島県	水産業者数	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）にそれぞれ〇・六九〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数とする。	人
十三	伊達郡川俣町、双葉郡川内村、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	林業及び水産業の従業者数	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十二年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・八八六を乗じて得た数と令和二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数を合算した数とする。	人
十四	田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、	林業及び水産業の従業者数	平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・八八六を乗じて得た数と平成二十二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数に〇・	人